○農林水産省告示第二千二百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市牛地町押出三の一から三の五まで、駒山一〇の三（次の図に示す部分に限る。）、二の二、二の四二、二の四三、二の六四から二の六八まで、二の七〇から二の七五まで、二の一二八、前林一七の一、一七の四、下タ手裏一の一、七、上倉二五の五、吉原二の二、五の一、五の三、五の四、六、時瀬町大平一の一四、一の八三、閑羅瀬町赤沢七の二、坪崎町ソンデ一の九から一の一六まで、一の一八、大坪町柿平九、一〇

(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養（かん）

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市閑羅瀬町松根七から九まで、一〇の一、一〇の三から一〇の五まで、一〇の九、一〇の一二、一〇の一四、一〇の二一から一〇の二三まで、一〇の二五、一〇の三〇から一〇の三四まで、一〇の四七から一〇の四九まで、一〇の五一、一〇の五二、一〇の六〇から一〇の六二まで、一〇の六六、一〇の六七、一〇の六九、一〇の七二から一〇の七四まで、一一、一二、一四から一六まで、一九、二三、三二の二、三二の四、三二の一一、三二の四五から三二の四八まで、三二の五一、三二の五四、三二の六〇、三二の七二から三二の七四まで、槙平八の三、八の二〇、八の二四から八の三〇まで、八の三三、八の三四、カシヒラ四九、五一の一一八、五一の一二二、五一の一二六、五一の一三、七の一三、七の一四、七の四一、七の四七、万町町深山一九、時瀬町落一六の二、一七の二、一七の四、二八、三二、大平一の八一、一の八二

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月十三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　静岡県静岡市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

静岡市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び静岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千五十二号

踏切道改良促進法（昭和三十六年法律第百九十五号）第三条第一項の規定に基づき、保安設備の整備により改良することが必要と認められる踏切道を平成二十七年九月二十九日付けで次のとおり指定したので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年十月十三日

国土交通大臣　石井　啓一

1．踏切遮断機を設置すべき踏切道		
事業者名	線名	踏切道名称
九州旅客鉄道株式会社	久大線	坂石2号踏切
島原鉄道株式会社	島原鉄道線	第59号踏切
2．踏切支障報知装置を設置すべき踏切道		
事業者名	線名	踏切道名称
名古屋鉄道株式会社	名古屋本線	石刀3号踏切

○防衛装備庁告示第一号

公文書等の管理に関する法律施行令（平成二十二年政令第二百五十号）第十三条の規定に基づき、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第六十六号）第七条第二項の事務所の場所を次のとおり告示し、平成二十七年十月一日から適用する。

平成二十七年十月十三日

防衛装備庁長官　渡辺　秀明

東京都新宿区市谷本村町五―一　防衛装備庁長官官房総務官付渉外調整室（防衛省市ヶ谷庁舎　庁舎E二棟一階）内

○東北地方整備局告示第百六十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十三日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
奥州市水沢区真城字土手根一三五番一から同市水沢区佐倉河字竈堂八九番一まで	前	A 一〇・三〇～一〇・八〇 B 二六・〇〇～二七・三〇	一・四〇	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 一〇・三〇～一〇・八〇 B・C 二六・〇〇～二七・三〇	一・八〇	
		C 一〇・三〇～一二・三〇	四〇	
			七・三七三	

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

○関東地方整備局告示第三百五十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十七年十月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十月十三日

関東地方整備局長　石川　雄一

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
高崎市浜尻町字村西四六四番二から同市浜尻町字村東五七五番一まで	前	二五・〇〇～三三・五〇	一・八〇〇
	後	二六・一〇～三四・二〇	一・八〇〇

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所